

市税の賦課及び税務証明等に係る事務監査の実施に関する要領

1 趣旨

この要領は、市税事務所における市税（個人の県民税を含む。以下同じ。）の賦課及び税務証明等に係る事務監査（以下「監査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 監査事項

監査は、次に掲げる事項のうち、税務部長が必要と認める事項について行うものとする。

- (1) 市税の賦課に係る評価に関する事項
- (2) 市税の更正、決定及び賦課決定に関する事項
- (3) 市税の減免に関する事項
- (4) 税務証明書の交付及び公簿又は図面の閲覧に関する事項
- (5) (1) から (4) までに掲げる事項のほか、市税の賦課及び税務証明等に関し税務部長が必要と認める事項

3 実施体制

- (1) 監査を統括する者として監査統括責任者を置き、税務部長をもって充てる。
- (2) 監査の実施に関する責任者として監査実施責任者を置き、課税管理課長をもって充てる。
- (3) 監査事務に従事する者（以下「監査事務従事者」という。）は、課税管理課に所属する職員のうちから監査統括責任者が選任する者とする。

4 実施の時期等

- (1) 監査は、東部市税事務所及び西部市税事務所に対し、原則として、毎年度1回、実施するものとする。
- (2) 監査実施責任者は、監査の期日、項目その他監査の実施に関し必要な事項について、市税事務所の長と協議することができる。

5 実施の通知

監査統括責任者は、監査を実施しようとするときは、あらかじめ、監査の目的、期日、項目その他監査の実施に関し必要な事項を、市税事務所の長に通知するものとする。

6 実施の方法

監査は、監査統括責任者が別に定める方法により行うものとする。

7 実施後の手続

- (1) 監査事務従事者は、監査終了後、監査の結果について、講評を行うものとする。
- (2) 監査統括責任者は、監査を実施した後、監査の結果について、市税事務所の長に通知するものとする。
- (3) 監査統括責任者は、監査の結果、是正又は改善を要すると認める事項があったときは、必要に応じ、当該事項に係る是正又は改善のために講ずべき措置について、市税事務所の長に報告を求めるものとする。

8 事後監査

- (1) 監査統括責任者は、7（3）の規定により報告を求めた場合において、必要と認めるときは、当該報告に係る措置の実施状況等について、当該市税事務所に対し、事後監査を行うものとする。
- (2) 事後監査を実施する場合については、4（2）、5、6並びに7（1）及び（2）の規定を準用する。

9 その他

この要領に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、税務部長が定める。

附 則

この要領は、平成24年9月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。